

教 県 第 4 7 1 号
令 和 3 年 6 月 4 日

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について(通知)

感染拡大に歯止めがかからない状況であり、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部から、県立学校に対して臨時休校措置の要請があります。

感染者の増加に伴い、県内の医療提供体制も日に日に深刻さを増し、児童生徒の感染者数も増えており、学級閉鎖も増加傾向にあります。

県立学校においては、感染症対策と学びの保障の両立を図るため、分散登校について通知していましたが、これらの状況を踏まえ、下記の通り、県立学校を臨時休業とします。

ついでには、幼児児童生徒、職員、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は別途通知いたします。

記

1 臨時休業期間等

休業の期間は、6月7日(月)から6月20日(日)までとする。

2 臨時休業の対象等

原則、全県立学校とする。

ただし、地域や学校の実情を踏まえ、辺土名高校、北山高校、本部高校、久米島高校は通常登校または分散登校を可とする。

3 特別支援学校の幼児児童生徒の対応

幼児児童生徒が日常的に利用している放課後等デイサービスが利用できなくなる可能性を想定し、その対応を検討すること。その際、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで幼児児童生徒の居場所の確保に努めること。

4 学びの保障について

(1) 臨時休業期間の自宅学習については、オンライン等を活用し、学習支援を行うこと。また、自宅にオンライン環境が整っていない児童生徒に対しては、登校させるなど個別の学習支援を行うこと。

(2) 専門学科等において国家試験受験資格を満たすための実習(福祉科・調理科等)や実技を伴う資格取得試験等を実施する学校においては、必要最小限の時間に限り、登校させることは可とする。

(3) 必要に応じて登校させる場合は感染対策を徹底し、その際は保護者への理解と協力をお願いすること。

5 部活動等の取扱について

臨時休業の期間、部活動は休止とする。

6 学寮・寄宿舎について

(1) 県立高校の学寮は閑察し、自宅等への帰省は控えさせ、寮内でのオンラインによる学習支援を行うこと。その際は保護者の了解を得ること。

(2) 特別支援学校の寄宿舎は、原則、閑察とする。

7 その他

臨時休業期間の不要不急の外出を慎むよう、指導を徹底するとともに、保護者等へも協力を依頼すること。